

三重県医師確保計画（最終案）における 「産科・小児科における医師確保計画」について

1 計画策定の経緯

産科・小児科における医師確保計画の策定にあたっては、昨年 10 月の医療審議会周産期医療部会および小児医療懇話会において素案を示し協議を行いました。

その後、三重県地域医療対策協議会および三重県医療審議会において審議の上、パブリックコメント及び市町・保険者協議会からの意見聴取を行い、これらをふまえ、資料 2 のとおり、三重県医師確保計画（最終案）における「産科・小児科における医師確保計画」をとりまとめました。

2 「産科・小児科における医師確保計画」について

(1) 最終案

資料 2-2 のとおり

(2) 前回からの主な変更点

①産科・小児科における医師偏在指標

厚生労働省から産科・小児科における医師偏在指標の確定値が示されたことから、以下の内容に変更します。

ア 産科医師偏在指標

- ・本県の確定値は 15 位であり、暫定値と比較して順位の変更はありません。
- ・二次医療圏については、暫定値と比較して、全ての圏域で順位が上昇していますが、いずれも下位 33.3%を脱しており、区域の分類に変更はありません。

○産科医師偏在指標

変更前（暫定値）				変更後（確定値）			
区域	医師偏在指標	順位	分類	区域	医師偏在指標	順位	分類
全国	12.8	-	-	全国	12.8	-	-
三重県	12.9	15	-	三重県	12.9	15	-
北勢	11.2	133	-	北勢	11.2	127	-
中勢伊賀	17.7	37	-	中勢伊賀	17.7	31	-
南勢志摩	10.3	156	-	南勢志摩	10.3	150	-
東紀州	16.6	47	-	東紀州	16.6	41	-

（参考）都道府県 : 32 位～ 47 位 相対的医師少数都道府県
周産期医療圏 : 192 位～284 位 相対的医師少数区域

イ 小児科医師偏在指標

- ・本県の確定値は 39 位であり、暫定値と比較して順位の変更はありません。
- ・二次医療圏については、北勢が 66.7 で 268 位となり、下位 33.3%に属するため、

相対的医師少数区域に分類されます。それ以外の圏域についても、順位が上昇していますが、下位 33.3%を脱しており区域の分類に変更はありません。

○小児科医師偏在指標

変更前（暫定値）				変更後（確定値）			
区域	医師偏在指標	順位	分類	区域	医師偏在指標	順位	分類
全国	106.2	-		全国	106.2	-	
三重県	92.3	39	相対的 医師少数都道府県	三重県	92.5	39	相対的 医師少数都道府県
北勢	66.4	277	相対的 医師少数区域	北勢	66.7	268	相対的 医師少数区域
中勢伊賀	125.2	49	-	中勢伊賀	123.7	47	-
南勢志摩	99.3	146	-	南勢志摩	99.8	139	-
東紀州	115.7	81	-	東紀州	119.2	67	-

（参考）都道府県：32位～47位 相対的医師少数都道府県
小児医療圏：208位～311位 相対的医師少数区域

②産科・小児科における施策

産科・小児科の専攻医を確保するため、次の事業を追加します。

○産科・小児科専門医確保対策事業

医学生に産婦人科や小児科の魅力を伝えるセミナーや、臨床研修医に対する専門研修プログラムの説明会を実施するなど、将来の産科・小児科の専門医の確保を図ります。

（3）パブリックコメントの状況

①意見募集期間

令和元年12月23日（月）から令和2年1月22日（水）まで

②意見総数・内訳

パブリックコメントについては、産科・小児における医師確保計画への意見はありませんでした。

また、医療法に基づき、市町および三重県保険者協議会に意見照会を行い、1件の意見をいただきました。

概要は次のとおりです。

【意見の概要と意見に対する考え方】

産科・小児科における医師確保の方針について

【意見】

小児医療圏において北勢医療圏は相対的医師少数区域であり「特に配慮が必要な区域として医師の増加を図る」との記載があり、産科・小児科における医師確保の方針では、「具体的な短期的施策としては、医師の派遣調整や専攻医の確保を行います。」とあるが、それ以上の具体的な案については述べられていないため、より具体策を検討いただきたい。

【回答案】

産科・小児科における医師確保計画では、県全体、周産期医療圏および小児医療圏単位での医師確保や地域偏在の是正を目的としており、その具体的な施策については、第4章4（4）において事業内容を記載しています。

具体的には、産科・小児科において、医師の派遣調整を関係機関と連携して行うほか、将来の専門医を確保するための事業の実施や三重県医師修学資金貸与制度の運用による県内医師の確保、地域医療介護総合確保基金の活用による勤務医の処遇改善等の取組を実施していきます。

3 今後の予定

令和2年3月16日	三重県地域医療対策協議会の開催
令和2年3月30日	三重県医療審議会において最終案を諮問・答申